

第1回 京橋駅周辺まちづくり検討会

日時：令和4年7月29日(金)15:00~17:00

場所：大阪市役所 5F 特別会議室

次 第

1. 開会

- ・出席者紹介

2. 議題

1) 京橋駅周辺まちづくり検討会について

- ・京橋駅周辺まちづくり検討会の目的 (資料1-1)
- ・検討会の進め方 (資料1-2)

2) 京橋駅周辺の動向やまちづくりの考え方について

- ・京橋駅周辺地区の状況と動向 (資料2-1)
- ・京橋駅周辺地区まちづくりビジョンの取組み (資料2-2)
- ・NTT 西日本 (QUINTBRIDGE) の取組み (資料2-3)
- ・京橋駅周辺地区のまちづくりのコンセプトの考え方 (資料2-4)
- ・意見交換

3. 閉会

(配布資料)

・次第	P1
・出席者一覧	P2
・配席図	P3
・資料1-1 京橋駅周辺まちづくり検討会について	P4
・資料1-2 検討会の進め方(案)	P5~P16
・資料2-1 京橋駅周辺地区の状況と動向	P17~P20
・資料2-2 京橋駅周辺地区まちづくりビジョン(概要版)	P21~P37
・資料2-3 NTT 西日本の取組みについて (NTT作成中)	P38~P41
・資料2-4 京橋駅周辺地区のまちづくりのコンセプトの考え方	P42~P43
・資料3-1 京橋駅周辺まちづくり検討会開催要綱	P44~P47
・資料3-2 大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会規約	

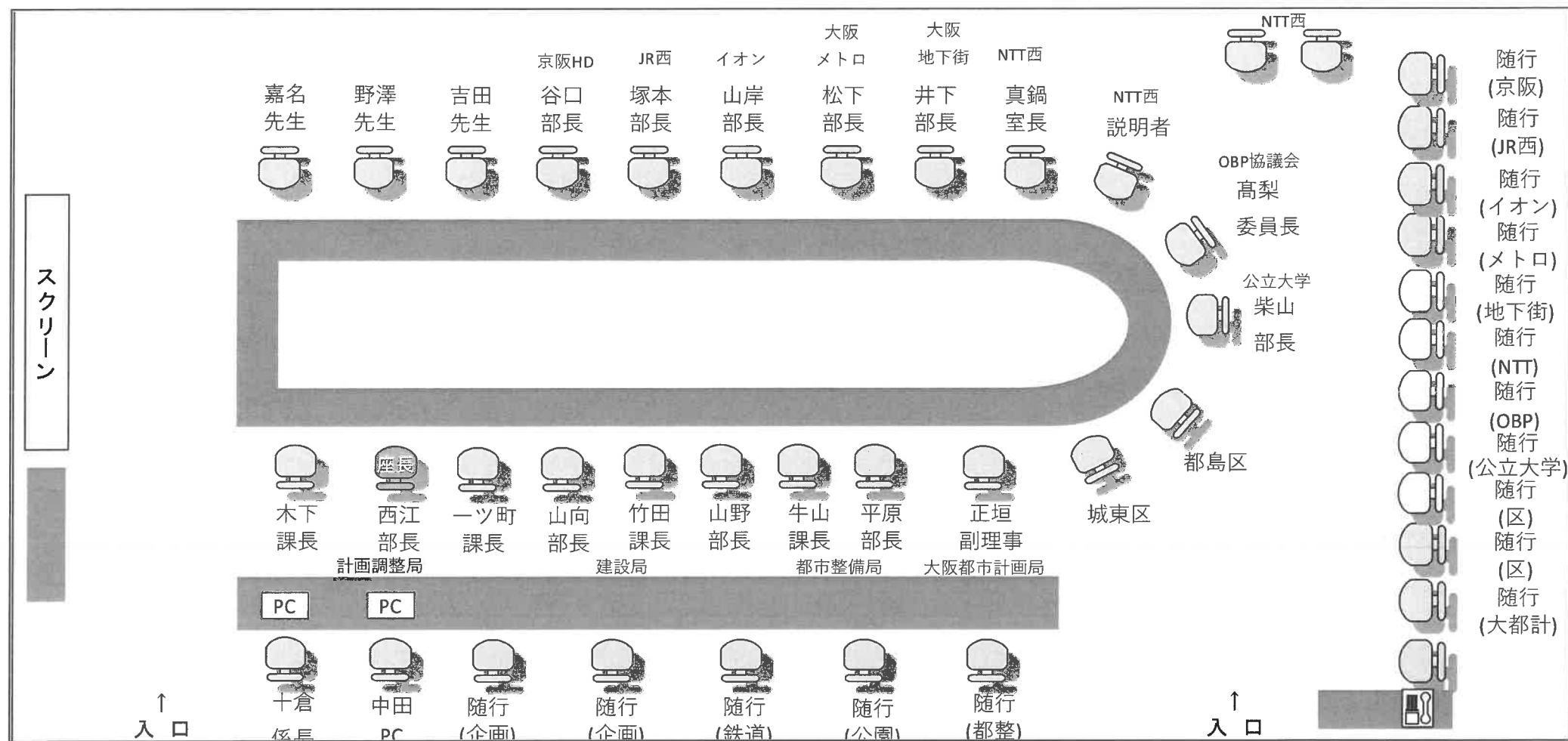
京橋駅周辺まちづくり検討会 構成員等名簿

(順不同・敬称略)

所属	氏名	備考
■学識経験者		
大阪公立大学 大学院 工学研究科 教授	嘉名 光市	構成員
明治大学 政治経済学部 教授	野澤 千絵	構成員
大阪公立大学 大学院 工学研究科 准教授	吉田 長裕	構成員
■民間事業者等		
京阪ホールディングス株式会社 沿線開発プロジェクト推進室 部長	谷口 智之	構成員
西日本旅客鉄道株式会社 地域まちづくり本部 交通まちづくり戦略部 拠点まちづくり 担当部長	塚本 大輔	構成員
大阪市高速電気軌道株式会社 都市開発事業本部第2開発事業部 部長	松下 晃	構成員
大阪地下街株式会社 理事兼施設部長	井下 泰具	構成員
イオンモール株式会社 近畿・北陸開発部 部長	山岸 努	構成員
西日本電信電話株式会社 経営企画部 CRE推進室 室長	真鍋 俊賢	構成員
(一社)大阪ビジネスパーク協議会 運営委員長 (株式会社竹中工務店 特任参与)	高梨 雄二郎	オブザーバー
公立大学法人大阪 事務局 企画部長	柴山 敬	オブザーバー
■国の関係行政機関		
内閣府 地方創生推進事務局 参事官補佐	中垣 慎司	オブザーバー
国土交通省 都市局まちづくり推進課 官民連携推進室長兼国際競争力強化推進官	山田 大輔	オブザーバー
■地方公共団体		
大阪府市 大阪都市計画局 拠点開発室副理事	正垣 啓之	オブザーバー
大阪市 計画調整局 開発調整部長※	西江 誠	構成員
大阪市 建設局 企画部長	山向 薫	構成員
大阪市 建設局 街路担当部長	山野 光昭	構成員
大阪市 都市整備局 市街地整備部長	平原 靖之	構成員
大阪市 都島区 副区長	土居 義浩	オブザーバー
大阪市 城東区 副区長	角田 和久	オブザーバー
大阪市 中央区 副区長	岩崎 恵久	オブザーバー

※事務局

■第1回 京橋駅周辺まちづくり検討会 配席図



1) 京橋駅周辺まちづくり検討会の目的

- 京橋駅周辺は大阪城公園や大阪ビジネスパーク駅周辺地区や森之宮周辺地区などの商業・ビジネス・観光・教育研究・イノベーションなど多様な機能の拠点と隣接し、大阪東部の東の拠点としてのポテンシャルを有している。
- さらに、京橋駅周辺において民間事業者による都市開発やまちづくりの機運が高まっていることから、隣接する地域との連携に重点をおきながら、まちの将来像やその実現に向けた官民によるまちづくりの取り組みを検討する。

2) 京橋駅周辺まちづくり検討会の位置づけ

- 都市再生緊急整備地域内のまちづくりに関する検討であることから、京橋駅周辺まちづくり検討会で議論したまちづくり方針(素案)を、都市再生緊急整備協議会(部会)にはかったうえで、まちづくり方針(案)をとりまとめる。

京橋駅周辺まちづくり検討会

(京橋駅周辺まちづくり検討会開催要綱に基づく任意検討会)

第1回検討会(検討会、まちづくりのコンセプトの考え方について) 〈令和4年7月29日〉

- ・京橋まちづくり検討会について
- ・検討会の進め方
- ・立地特性、周辺地域の動向、課題
- ・R3まちづくりビジョンについて(昨年の取り組み、コンセプト、整備方針案)
- ・まちづくりのコンセプトの考え方(ビジネス、観光、周辺との連携)
- ・意見交換(まちづくりのコンセプトの考え方について、各社の取り組み)

第2回検討会(コンセプト案、ゾーニング案、基盤整備案の方向性)〈令和4年10月頃 予定〉

- ・まちづくりのコンセプト案について
- ・ゾーニングの方向性
(周辺地域を踏まえた考え方、JR片町線・東西線連立跡・都市計画道路の活用等)
- ・基盤整備の方向性(周辺地域とのネットワーク、施設配置の考え方等)
- ・意見交換(コンセプト案、ゾーニング案、基盤整備案について、各社の取り組み)

第3回検討会(まちづくり方針(素案)) 〈令和4年12月頃 予定〉

- ・コンセプト案、ゾーニング案、基盤整備の案のまとめ
- ・今後の進め方(連立事業前、後)
- ・意見交換(コンセプト案、ゾーニング案、基盤整備案の素案について、各社の取り組み)

第4回検討会(まちづくり方針(案)) 〈令和5年度 予定〉

- ・まちづくり方針案のとりまとめ

パブリックコメントの意見

京橋駅周辺まちづくり方針決定

都市再生緊急整備協議会(部会)新規

(都市再生特別措置法第19条に基づく法定協議会・部会)

※都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会【都市再生特別措置法第19条】

※特定の区域又は事項に関し必要な協議及び調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。
【大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会規約第12条】

〈令和4年12月まで 予定〉
都市再生緊急整備協議会(部会)の立ち上げ

〈令和4年12月頃 予定〉
都市再生緊急整備協議会(部会)
・まちづくり方針(素案)等について

〈令和5年度 予定〉
都市再生緊急整備協議会(部会)
・まちづくり方針(案)について

京橋駅周辺地区の状況と動向

1. 立地特性とまちづくりの動向

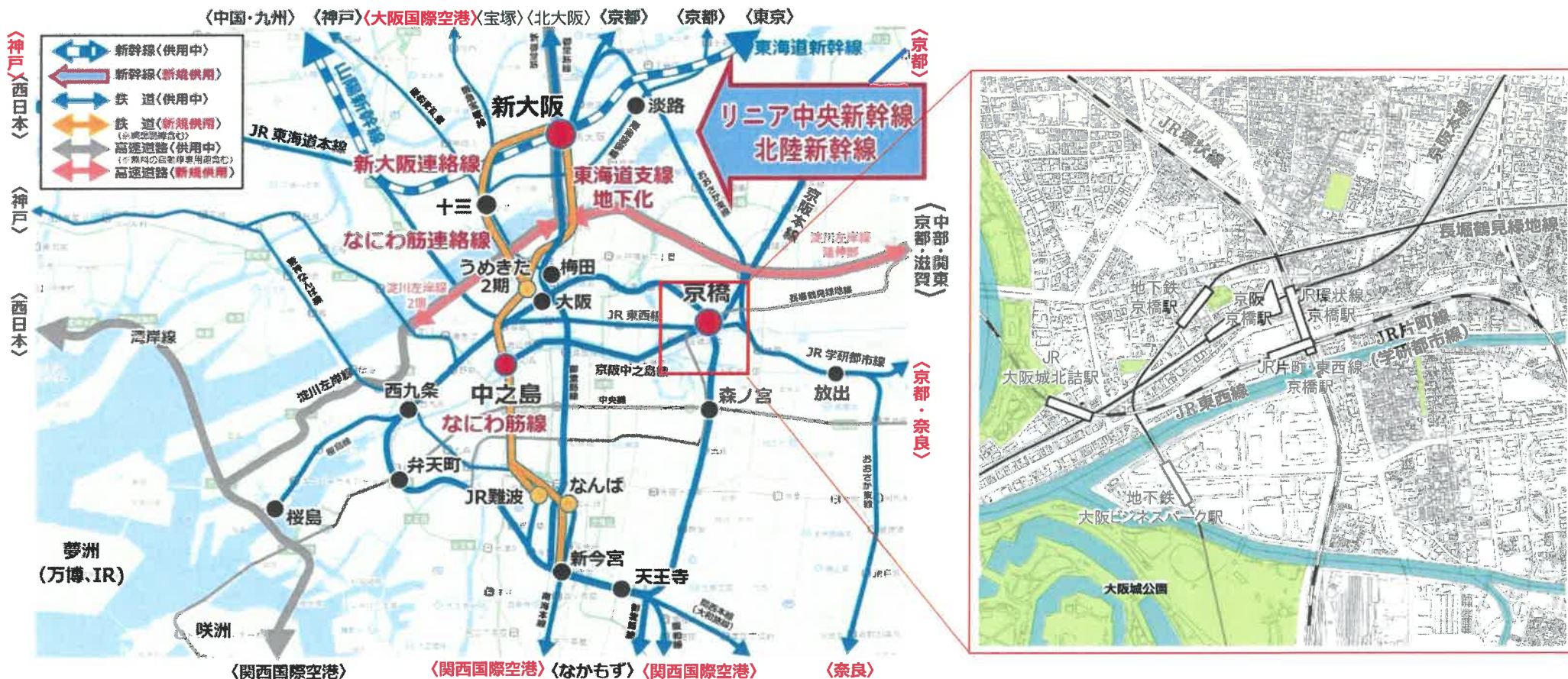
京橋周辺の立地特性

■①交通結節点・大阪第4のターミナル

- ・JR京橋駅(大阪環状線、片町・東西線)、京阪京橋駅(本線)、大阪メトロ京橋駅(長堀鶴見緑地線)の鉄道3駅・4路線が乗り入れる交通結節点
- ・3駅の乗降客数が約50万人/日、大阪梅田、難波、天王寺に次ぐ4番目のターミナルであり**大阪市東部の玄関口**。

■②関西広域交通のハブ機能

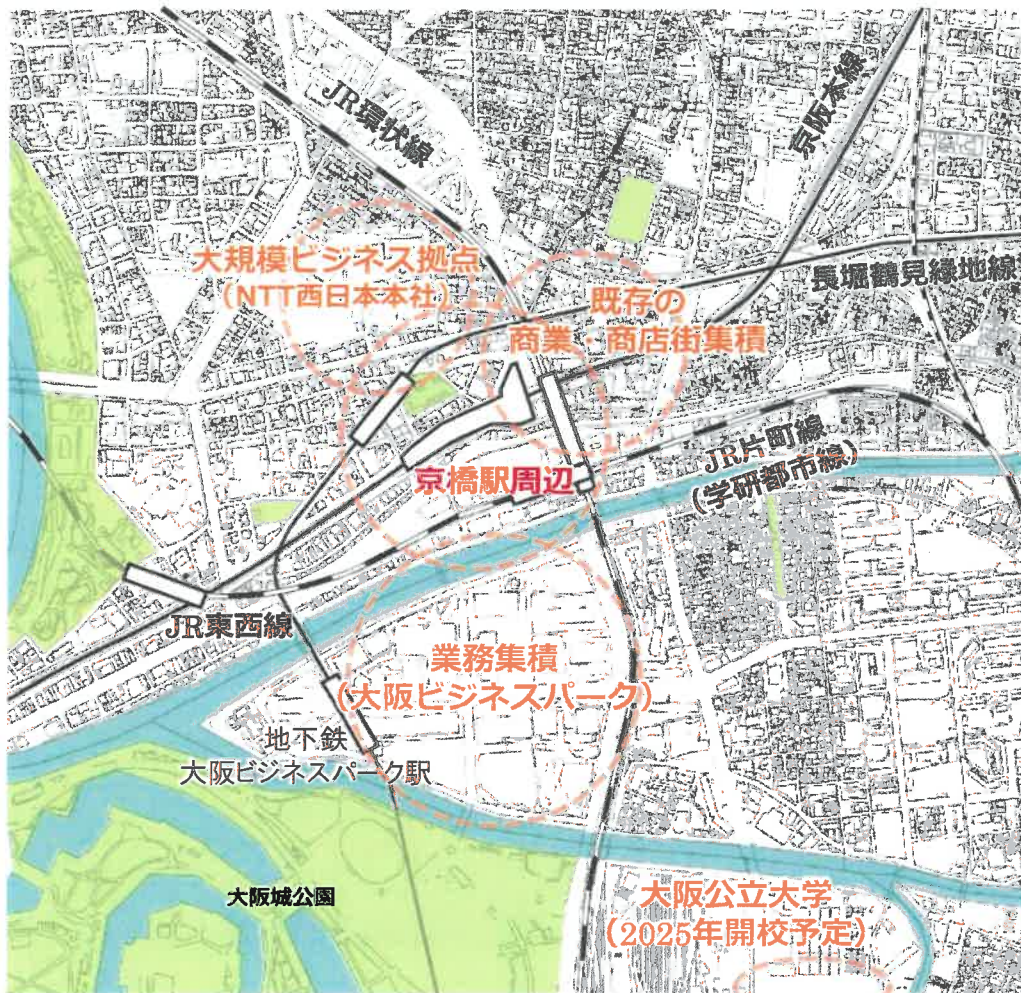
- ・国際観光拠点である「大阪城公園」に隣接し、国際観光都市である「京都、神戸、奈良」につながり、関西のゲートウェイである「関西国際空港」、大阪都心の拠点である「梅田・天王寺・中之島」と直結する**関西広域のハブ機能**。
- ・水都大阪を象徴する河川空間やベイエリアと水上交通でつながる



京橋周辺の立地特性・検討エリア

■③商業・ビジネス・観光・教育研究・イノベーションなど多様な機能が融合するまち

- ・多様な商業集積、NTT西日本本社や大阪ビジネスパークをはじめとする業務機能の集積、大阪城東部の新大学整備による教育研究・イノベーション施設の配置、国際観光拠点である大阪城公園など、**商業・ビジネス・観光・教育研究・イノベーションなど多様な機能が融合したまち**を形成。



京橋駅周辺

- ・環状線(西側)には京阪モール等の商業
- ・環状線(東側)には商店街
- ・駅に近接した京橋公園



新たなビジネス・イノベーション拠点

- ・NTT西日本新本社の移転(2022年1月～)
- ・オープンイノベーション施設「QUINTBRIDGE」の運用(2022年3月～)
- ・社会実装型オープンイノベーションによる事業共創を推進
- ・ベンチャーが集う街となるよう地域活性化



大阪ビジネスパーク(OBP)

- ・大阪屈指のビジネス地区
- ・超高層オフィスビル群が建ち並び、ホテル、ホールなどの集客施設が立地
- ・昼間人口約10万人



大阪城公園

- ・大阪都心部最大級のみどりがある国際観光拠点
- ・大阪城公園来場者数(約986万人/年)

※大阪城公園パークマネジメント事業令和元年度事業報告書より



大阪公立大学

- ・都心メインキャンパスとして2025年に開設予定
- ・地域住民や企業との連携、イノベーションを生み出す「場」



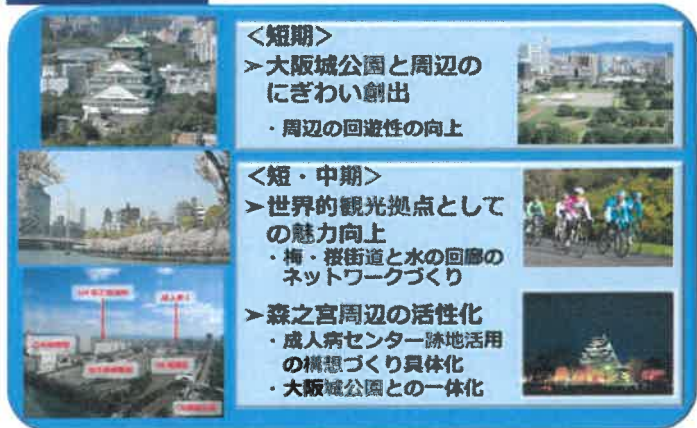
検討エリアの位置づけ

『グランド・デザイン・大阪』(平成24年6月 大阪府・大阪市)

○「大阪城・周辺エリア」として、大阪城公園と周辺のにぎわい創出、周辺の回遊性の向上、世界的観光拠点としての魅力向上等がめざされている。



今後の取組み



『都市再生緊急整備地域の地域整備方針』(内閣府)
■大阪城公園周辺地域(121ha)

指定・拡大の経緯

平成24年1月20日指定
(大阪ビジネスパーク駅周辺)
(天満橋駅周辺)
平成29年8月2日拡大
(大阪京橋駅周辺)
令和2年9月16日拡大
(森之宮駅周辺)



大阪城公園周辺地域の整備の目標

大阪ビジネスパーク駅周辺

○充実した交通インフラ、豊かな自然環境等の立地条件を活かし、環境への配慮や防災性の向上を図りながら、既に集積している高次都市機能のリノベーション(機能更新)を進め、魅力ある複合的な国際拠点を形成

天満橋駅周辺

○また、大阪のシンボルであり、本市の経済成長戦略上、観光戦略上重要な拠点でもある大阪城公園の魅力の向上の取り組みと併せ、にぎわい創出を図り、大阪城公園の玄関口としても魅力ある複合的な国際拠点を形成

京橋駅周辺

○大阪都心部最大級のみどりがあり、国際観光拠点である大阪城公園に隣接した交通ターミナルとして、観光客など来訪者の誘致や滞在を促進する複合的な都市機能の集積を図り、関西広域の観光資源を繋ぐハブ拠点を形成

森之宮周辺

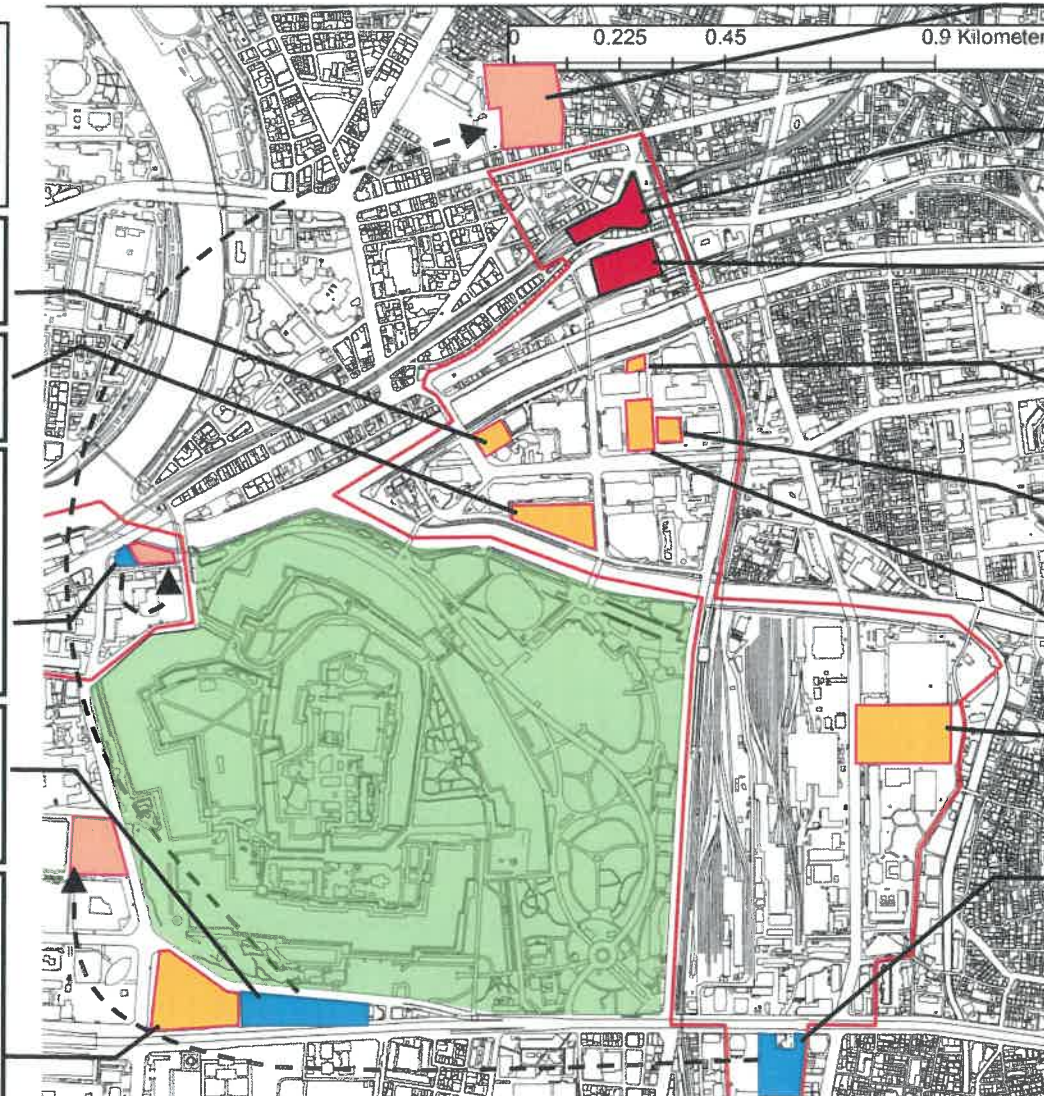
○加えて、大阪城公園に隣接した交通至便な立地特性を生かし、低未利用地等の土地利用転換や既存施設の機能更新にあわせて、土地の高度利用を図ることにより、新大学を先導役にした、多世代・多様な人が集い、交流する国際色ある拠点を形成

⇒京橋駅周辺に隣接する地域では複合的な国際拠点の形成が整備の目標として掲げられている

大阪城公園を中心とした動き

- ・大阪城を中心に、既存の余剰地や機能集約によって連鎖的な開発が進んでいる
- ・京橋駅周辺においても新たな計画の動きあり

跡地 計画中 (機能) 移転 開発済・ 予定
2017年竣工 オペテージビル
2019年竣工 読売テレビ新社屋
2023年竣工予定 大手前1丁目地区 (都市再生特別地区) ・テレビ局、事務所、 ホテル
2025年竣工予定 法円坂北特定街区 ・ホテル、通信ビル
検討中 難波宮跡公園（整備運営事業者 及び難波宮跡管理運営事業） ・公園整備や、難波宮跡全体を 活用したにぎわい創出



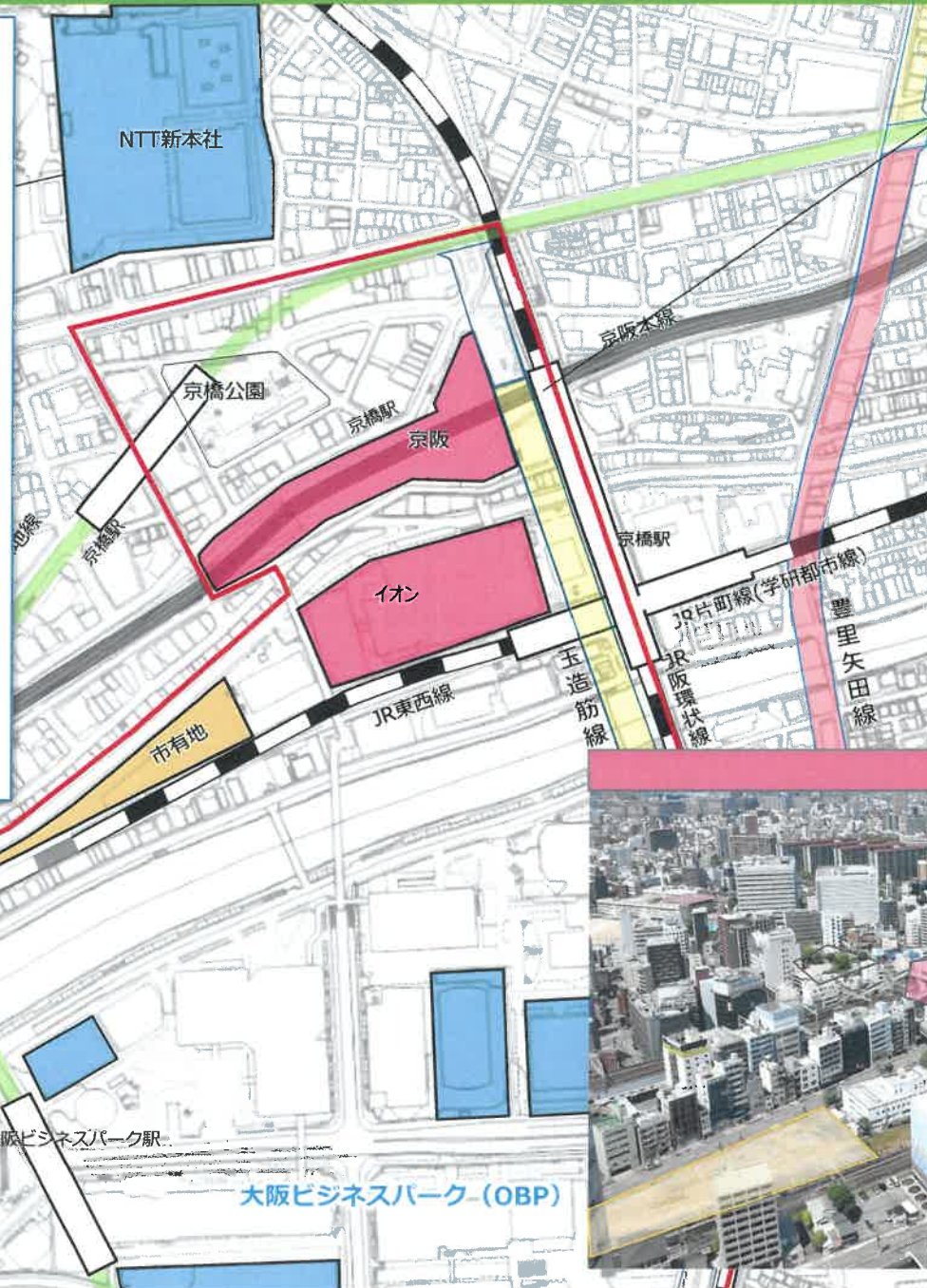
2022年運用開始 NTT西日本本社
計画中 (仮称) 京阪京橋駅周辺開発
計画中 (仮称) イオン京橋開発計画
2022年開業予定 山王美術館
2015年竣工 KDDI大阪京橋ビル
2021年竣工 京阪神OBPビル
2025年開設予定 大阪公立大学
2017年移転 大阪府立成人病センター ・大阪国際がんセンターと 名称を変え移転 ・現在跡地は解体中

まちづくりの動向(京橋駅周辺)

①NTT西日本本社
(2022年1月運用)



①イノベーション施設(QUINTBRIDGE)
(2022年3月運用)



②JR京橋駅のリニューアル
(2022年3月)



【出典: JR西日本HPより】

京橋の状況



まちづくりの動向(大阪ビジネスパーク駅周辺)

- 大阪城公園に隣接し、水と緑に囲まれた豊かな自然環境と、オフィスビル、宿泊施設や商業ビルが共存、京橋駅にも直結
- 国際水準のオフィス環境の整備、環境に配慮した、災害に強いまちづくりが促進されている
- エリア内の地権者により構成される一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会が中心となって、都市再生安全確保計画(平成27年3月策定、令和元年6月改定)に基づき、帰宅困難者退避誘導訓練の継続的な実施に取り組まれている。

■新MID大阪京橋ビル (オペーティビル)

用途：オフィス
竣工：2017年9月
その他：サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)



山王美術館移転
(2022年9月開業予定)

■京阪神OBPビル

用途：データセンター、一部事務所
竣工：2021年4月



■KDDI大阪第2ビル

用途：通信局舎、オフィス
竣工：2015年7月



■読売テレビ新社屋

用途：テレビスタジオ、オフィス
竣工：2019年1月
その他：民間都市再生事業計画認可(2016年10月)



■OBPでのエリマネ活動

【帰宅困難者退避誘導訓練
(平成27年度から毎年度実施)】



■ビジネス交流施設の集積

- ①OPTAGE 5G LAB:ローカル5Gラボ〔2020年9月～〕
- ②KDDI DIGITAL GATE:DXビジネス共創拠点〔2019年9月～〕
OBPアカデミア:コワーキングスペース
- ③NEC Future Creation Hub Kansai:体感型展示スペース〔2019年2月～〕

ITの動き(京橋・大阪ビジネスパーク周辺)

・NTT Quint Bridge



- ・誰でも無料会員登録可能(ワークスペース、3Dプリンター、映像制作場等無料利用可能)
- ・異業種交流(交流会イベント)
- ・アイデアを持っている人と技術を持っている人(NTT社員や来訪者)をつなぎ、開発・社会実装につなげる

・OPTAGE 5G LAB:ローカル5Gラボ



- ・関西初のローカル5G※ラボ
(※敷地内・建物内といった限られた空間で個別の利用が許される電波)
- ・大容量のデータを高速で
- ・主に工場やプラントの遠隔操作に活用可能
- ・2023年以降には5G対応の機器が標準的に出始めることで、オフィス・教育現場・病院等で利用が拡大するとオプテージは想定

・KDDI DIGITAL GATE:DXビジネス共創拠点



- ・サービスを自社で開発できる技術力
- ・利用者のDX化に必要なデジタル技術を自社で早く実証し、実装する
- ・バーチャル共創空間

・NEC Future CreationHub Kansai



- ・将来を体験できる場として開設
- ・顔認証システム(顔認証で購入できる自販機、施設案内)
- ・最新カメラ技術による行動検知(侵入検知、置き去り検知)
- ・メトロオーパスにて、顔認証(マスクあり)で決済できる実証実験(R4.4～)

⇒多くの最先端技術が京橋駅周辺で開発されているが、多くの人目に触れる機会がなく、最新技術を実証実験し、社会実装できる環境が必要(ヒアリングより)

まちづくりの動向(森之宮周辺)

大阪城東部地区のまちづくりの方向性 (2020年9月 大阪府・大阪市)

- 大阪城公園東側に位置する約53haのエリア
- コンセプト
「大学とともに成長するイノベーション・フィード・シティ」
- イノベーション・コアゾーン
 - 1期としては、土地の高度利用を図りながら、まちに開かれた新大学の都心キャンパスを整備する。
 - 1.5期として、民間活力を導入し土地の高度利用を図りながら、大学施設関連機能を中心に、国際色ある業務・商業・宿泊・居住などの多様な交流・連携機能等の確保を図る。



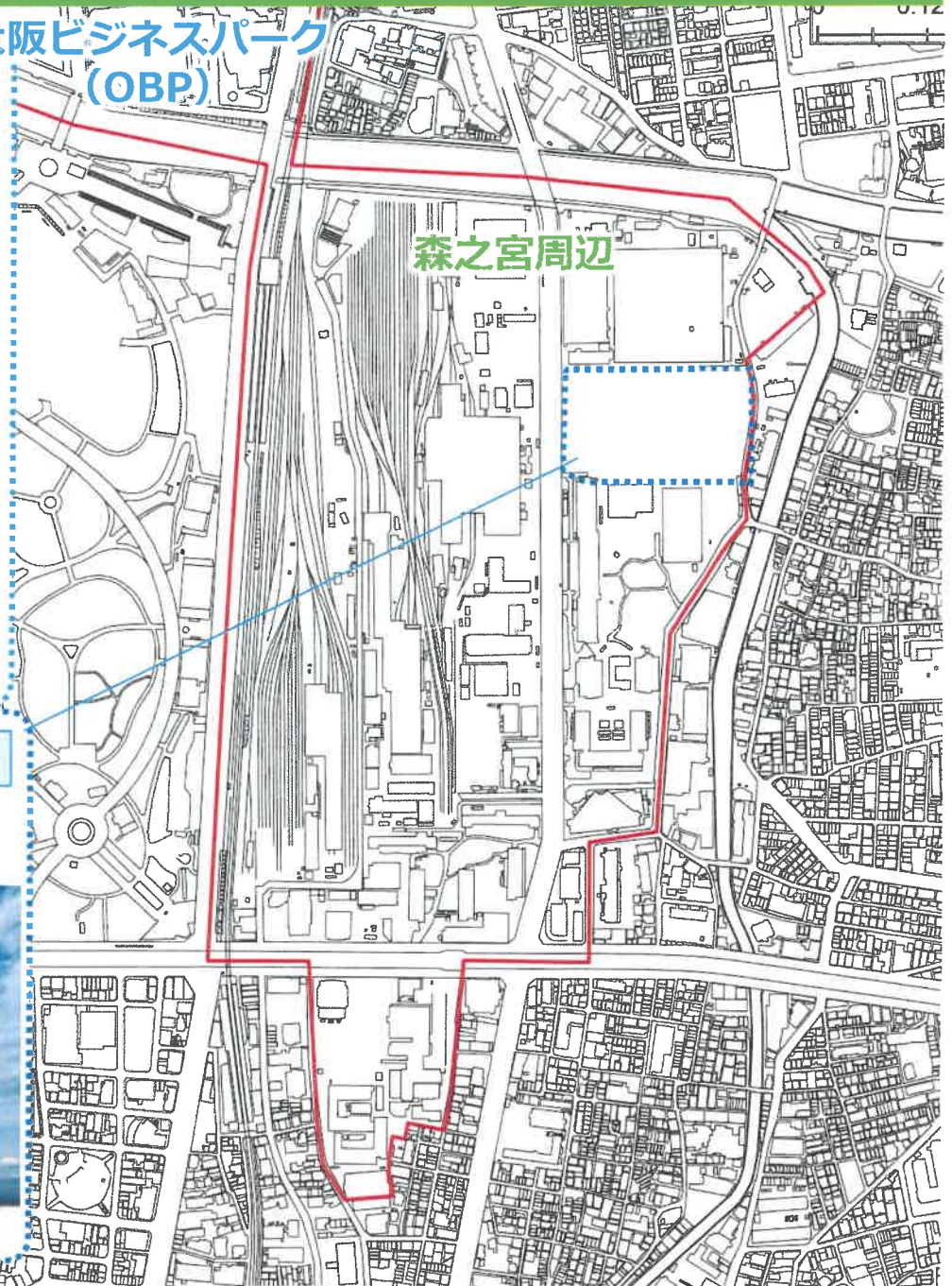
都心メインキャンパス (新大学基本構想 (2020年7月改訂版) より)

- 都心メインキャンパスには、基幹教育、情報学研究科、都市シンクタンク機能、技術インキュベーション機能の拠点など配置。
- 約7,000人の学生・教職員が活動し、地域住民や観光客との交流、施設開放、生涯学習・リカレント教育等により、学生が社会に関わる力を身に付けるとともに、まちの活性化につなげる。
- 万博レガシーとしてキャンパスを「未来社会の実験場」とする。周辺地域にも拡大するなど社会実装に結び付け、課題解決とまちづくりのインキュベーションをめざす。



大阪ビジネスパーク (OBP)

森之宮周辺



2. 課題

まちづくりビジョンの目的・対象エリア

- 京橋駅周辺地区は、2017年8月に都市再生緊急整備地域に拡大指定され、今後、都市再生を推進することで国際競争力を高めていくことが求められている。
- 京橋駅周辺地区の都市再生においては、京橋駅を核とする周辺エリア全体の活性化が必要であり、官民がエリアの将来像を共有し、その実現に向けて官民協働で取り組んでいくために、まずは民間として考える京橋駅周辺地区まちづくりビジョンを策定する。
- JR・京阪・大阪メトロからなる京橋駅を中心とした地区を対象とし、それに隣接する、寝屋川対岸の大阪ビジネスパークや国道1号北側の大規模ビジネス拠点、JR環状線東側の既存の商業集積地区、及び大阪公立大学法人の新キャンパス整備が予定されている大阪城東部地区を関連エリアとする。



立地特性

■交通結節点・大阪第4のターミナル

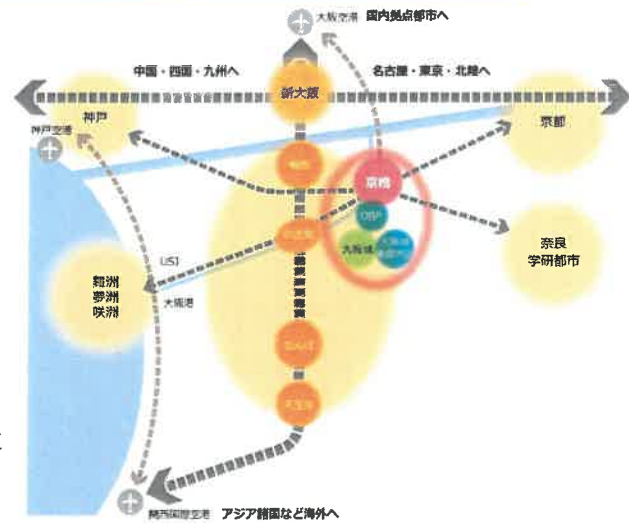
- 古くは京街道、大和街道、舟運の結節点で、水陸交通の要衝であった。
- JR大阪環状線、JR学研都市線・東西線、京阪本線、地下鉄長堀鶴見緑地線の鉄道3駅・4路線が乗り入れる交通結節点である。
- 3駅の乗降客数が1日あたり約50万人で、大阪市内では、大阪、難波、天王寺に次ぐ4番目の規模のターミナルであり、大阪市東部の玄関口となっている。

■商業・ビジネス・観光が融合するまち

- 大規模商業施設、商店街、高架下店舗、路面店など多様な商業集積と、大阪ビジネスパークをはじめとする中枢業務機能の集積、大阪随一の国際観光スポットである大阪城公園への集客による、多様なにぎわいが混在・融合したまちを形成している。

■関西広域交通のハブ機能

- 国際観光のゲートウェイである関西国際空港、日本を代表する国際観光都市京都・神戸・奈良、大阪市内の拠点である梅田・天王寺・中之島、国際観光スポットである大阪城公園・USJと直結する関西の広域交通のハブ機能を有している。さらに、水都大阪を象徴する河川空間やベイエリアと水上交通でつながるエリアでもある。



エリアの課題

①交通至便な立地を活かしきれていない土地利用

- 基幹商業機能の老朽化
- 国際観光に対応した宿泊機能、商業機能等の不足
- グローバルビジネス拠点にふさわしいビジネス環境（宿泊、商業、高規格オフィス、ビジネスサポート機能等）の不足

大阪市東部の拠点に
ふさわしい
都市機能の集積

②駅前にあるべき人のための公共空間が大きく不足

- 駅前に駐輪場が多く存在し、まちの玄関口としてのシンボル空間がない
- 駅周辺での待ち合わせ・休憩等で気持ちよく滞留できる場所の不足
- イベント等を開催できるにぎわい空間の不足
- 京橋公園(コムズガーデン)の老朽化、利用しにくい地上のデザイン

魅力的で
にぎわいのある
公共空間の創出

③上下移動や交錯を伴う歩行者動線

- 高低差のある地形により、まちのバリアフリー対応が不完全
- JR学研都市線・東西線と寝屋川によりまちが南北で分断
- OBPや大阪城公園との歩行者ネットワークが弱い（片町口に偏り）
- 駅周辺における安全で快適な歩行者空間の不足

歩行者ネット
ワークの充実・
バリアフリー化

④大阪第4の乗降客数の割に交通結節機能が貧弱

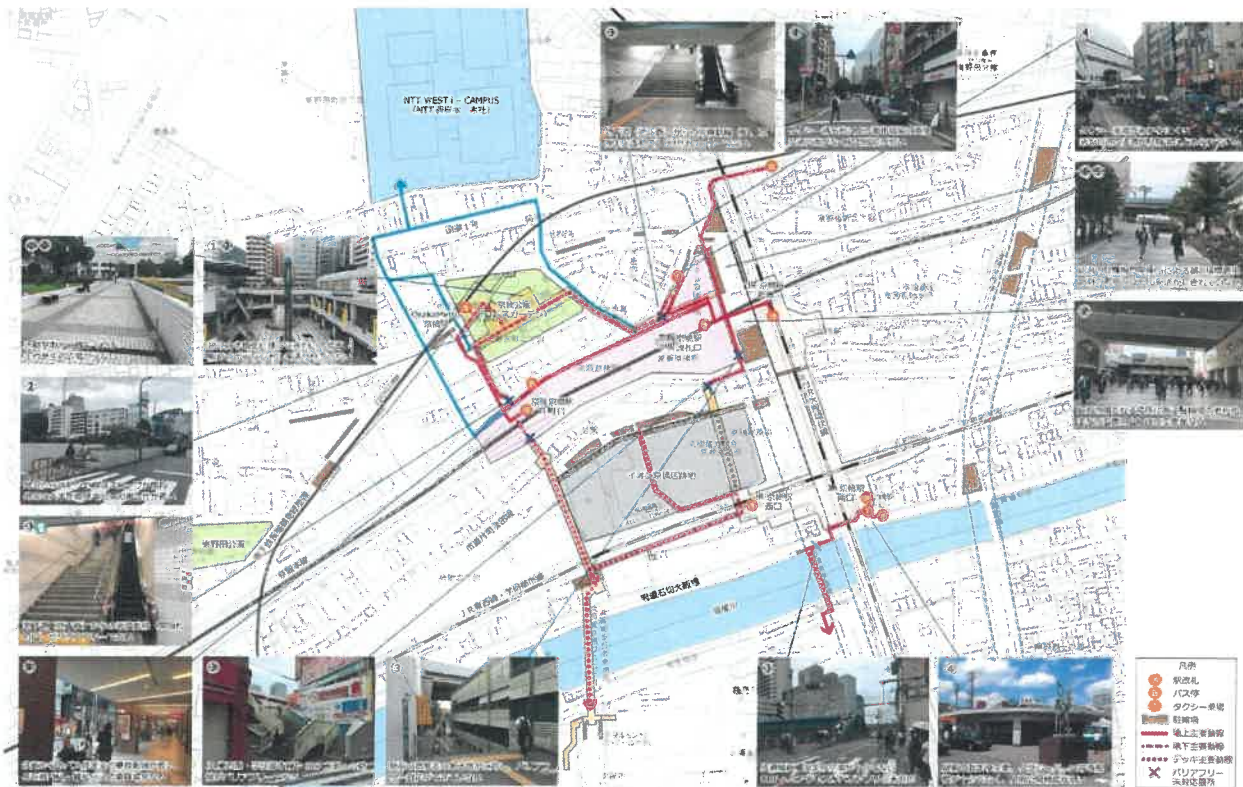
- 鉄道間の乗換移動距離が長くバリアフリー対応も遅れている
- 交通広場がなく、二次交通（バス、タクシー）の乗り換えが貧弱
- 観光バスの乗降場がない
- 駐輪場が不足

ターミナルに
ふさわしい
交通結節機能の整備

⑤エリアとしての防災・防犯対策の遅れ

- 多くの人が行き交うターミナルとしての防災対応の遅れ（OBPは取組みが進んでいる）
- 大規模災害発生時における駅周辺滞留者等の退避スペースの不足
- 駐輪場や喫煙コーナー等により、JR環状線・京阪駅間に死角が多く、不安全・不衛生

安全・安心な
ターミナルエリア
の形成



まちづくりの動向

■都市再生緊急整備地域への指定



大阪城公園周辺地域（121ha）

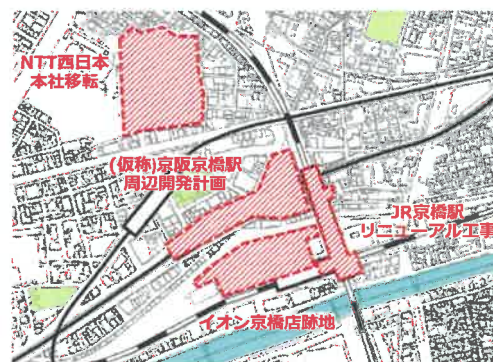
平成24年1月20日指定
平成29年8月2日範囲拡大
令和2年9月16日範囲拡大

【整備の目標】

- 充実した交通インフラ、豊かな自然環境等の立地条件を活かし、環境への配慮や防災性の向上を図りながら、既に集積している高次都市機能のリノベーション（機能更新）を進め、魅力ある複合的な国際拠点形成
- 大阪都心部最大級のみどりがあり、国際観光拠点である大阪城公園に隣接した交通ターミナルとして、観光客など来訪者の誘致や滞在を促進する複合的な都市機能の集積を図り、関西広域の観光資源を繋ぐハブ拠点を形成

■周辺開発

- 都市再生緊急整備地域への指定を受け、JR西日本と京阪ホールディングスが、京橋駅周辺地区のまちづくりに連携して取り組んでいくことを表明
- イオン京橋店は2019年9月末をもって閉店し、約半世紀の歴史に幕を閉じた



- JR京橋駅リニューアル工事（駅舎外観デザイン刷新、EV・ESC増設、サイン改良等）



- NTT西日本新本社ビル・共創施設「NTT WESTi-CAMPUS」



- 京橋エリアをベンチャーが集う街に

大阪城東部地区のまちづくりの方向性（2020年9月 大阪府・大阪市）

- 大阪城公園東側に位置する約53haのエリア
- 2020年1月大阪府・市・公立大学法人大阪が「新大学基本構想」を策定。25年を目途に森之宮に都心メインキャンパスを整備する方針

大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ

・新大学を先導役にして、観光客・健康医療・人材育成・居住機能等の集積により、多世代・多様な人が集い、交流する国際色あるまち



連続立体交差事業・都市計画道路

■JR片町線・東西線連続立体交差事業

JR片町線・東西線の地下化により、都市計画道路の整備を促進。交通円滑化、踏切事故解消、地域分断解消による防災機能向上が期待される事業である

- 事業の必要性は高いものの、現状は大阪市の厳しい財政状況から事業中路線に予算を集中しており、都市計画決定未了の本事業は「事業休止」となっている

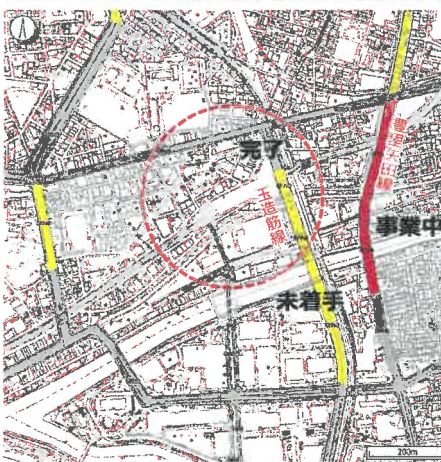
■都市計画道路整備事業

【都市計画道路 玉造筋線】

- 国道1号から京阪本線までの区間は整備が完了しているが、京阪本線以南は未着手
- 「長期未着手の都市計画道路の見直しについて（H25.1）」において国道1号以北は廃止、国道1号以南は存続とされたが、「都市計画道路の整備プログラム（H28.9）」において、当面10年に事業着手に取り組む路線と位置づけられていない
- 高低差のある地形における現道へのすりつけや、人中心とした駅前空間整備の潮流を勘案すると課題の多い状況である

【都市計画道路 豊里矢田線】

- 国道1号から寝屋川を横断するまでの区間で事業中となっている
- 駅近くで歩車とも交通量が多く、JR学研都市線の踏切周辺では特に幅員が狭いことから交通安全上の課題を有する
- 優先度が高い路線には位置づけられておらず、JR学研都市線地下化を前提として、平成39年度（令和9年度）事業完了をめざすとされている



国際競争力強化にに向けてのポテンシャル

- 京橋駅周辺地域を含む大阪城公園周辺地域は、都市再生緊急整備地域の地域整備方針に基づく整備や、都市計画事業等の推進により、大阪の国際競争力強化につながるポテンシャルを有している

関西広域の観光資源をつなぐハブ拠点の形成

【広域道路ネットワークの形成による空港等へのアクセス強化】

- 都市計画道路豊里矢田線の整備により、スーパーメガリージョンの西の拠点としてリニア中央新幹線・北陸新幹線など広域交通ネットワークの整備が進む新大阪駅や、阪神高速道路とのネットワークによる関西国際空港へのアクセスが強化（時間短縮・冗長化）される

- また、都市計画道路豊里矢田線の整備により、延伸が予定されている淀川左岸線、国道1号線、市道築港深江線（中央大通）へのネットワークが強化されることで、関西国際空港や大阪空港、日本を代表する観光拠点である京都・奈良・神戸、大阪随一の観光スポットであるUSJ・ベイエリアなど周辺都市へのアクセスが強化される

【国内外の主要都市をつなぐターミナル駅としての交通結節機能の強化】

- JR片町線・東西線連続立体交差事業により、国内外の主要都市をつなぐターミナル駅としてふさわしい交通結節機能が強化されることで、京橋駅利用者の乗換え利便性が向上し、おおさか東線やなにわ筋線を利用しての新大阪駅や関西国際空港へのアクセスが強化される

魅力ある複合的な国際拠点の形成

【観光・集客機能の強化】

- 大阪城公園との連携強化、地域魅力の発信に加え、着地型観光に対応する魅力的な宿泊・滞在機能、文化・交流等の整備が促進されることで、国内外からの観光客のさらなる誘致が期待される

【ビジネス・インキュベーション機能の創出】

- OBP、NTTのオープンイノベーション拠点、大阪公立大学による学術研究機能など、国内外からの多様な人材・企業の集積が期待される。まちをあげての交流やベンチャー育成、社会実験などが展開されることで、国際競争力向上に資する技術革新や新たな産業創出が期待される



多面的な魅力が国内外から人々を惹きつける
大阪都心の東の拠点・京橋

—新しいコトが始まる、チャレンジできるまち—

新しいコトへのチャレンジが多面的にある京橋の魅力を更に高め
国内外から多様な人々が集うことで京橋独自の価値を高める

OBP・大阪城公園・大阪城東部地区とも連携した大阪都心の東の拠点を形成する

【ゾーニング】



新しいビジネスや価値を生み出す

国際競争力のあるビジネス環境が整ったまち、ベンチャーが活躍できるまち
外国人含む観光客も過ごしやすいまち、 ESGに配慮しSDGsに取り組むまち

駅前に居心地のよい空間を生み出す

バリアフリーでウォカブルなまち、
官民連携によるパブリックスペースが連担したにぎわいが溢れ出すまち

安全安心で便利なインフラを生み出す

日常も災害時も安全安心なまち、ICTを活用して地域課題解決に取り組むまち、
モビリティで周辺や空港とつながるまち

【京橋駅周辺がめざすまちのイメージ】

新しいビジネスや
価値を生み出す

- ・ オープンイノベーション拠点 (NTT新本社) を中心とした取組み・まちとの連携
- ・ 受入れてくれる環境、チャレンジできる環境づくり、まちを使ってチャレンジできる仕組みづくり
- ・ グローバルビジネス拠点、その企業活動を支える環境
- ・ 京橋の特性を生かした観光客の受入れ・おもてなし
- ・ シンボリックなホテルやニューノーマルに対応した国際競争力のあるオフィス環境
- ・ 大阪都心にふさわしい高感度な商業集積
- ・ 産・官・学・地元・来訪者の交流拠点 (リアルコミュニケーションの場)
- ・ ESGに配慮しSDGsに取り組む

新しいコトが始まる、チャレンジできるまち

駅前に居心地のよい空間を生み出す

- ・ 道路や公園用地の利活用・立体利用によるパブリックスペース創出
- ・ オープンエアな空間創出
- ・ イノベーターやベンチャー、観光客が魅力的と思えるまち、空間づくり
- ・ 連立によるまちの求心力の更なる強化 (総江ルート)
- ・ 線路跡地等を活用した緑と交通のネットワーク
- ・ まちと一体となった交通結節点としての利便性向上・バリアフリー化
- ・ にぎわいのまちへの積み出し

安全安心で便利なインフラを生み出す

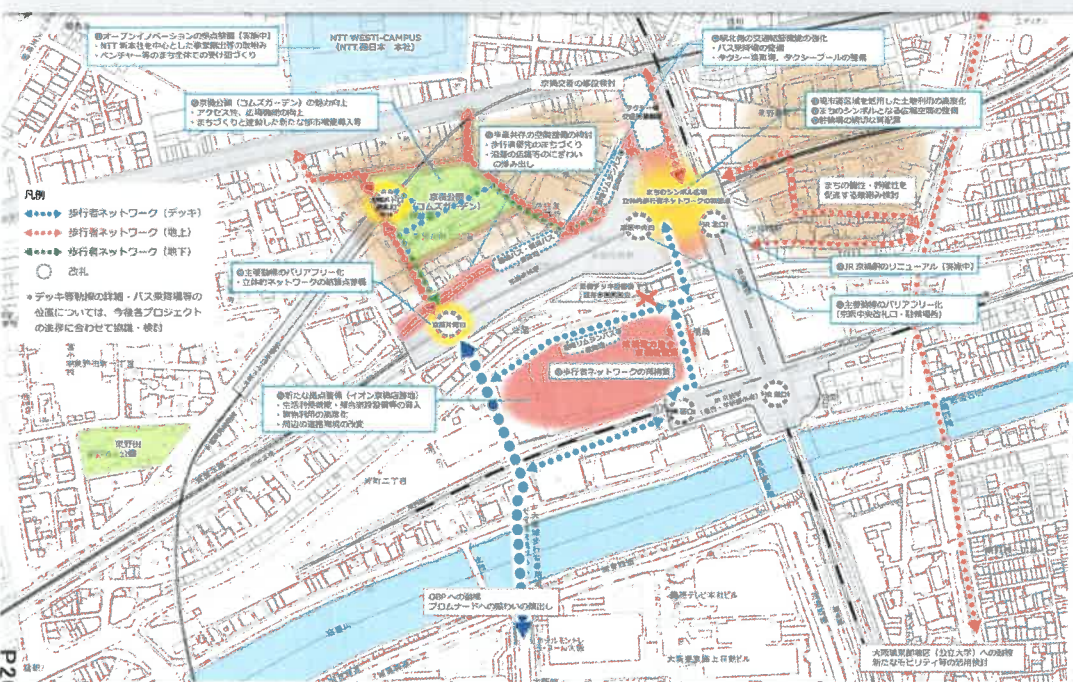
- ・ スマートシティ、DXの実証・実装 (エネルギー・環境、移動・モビリティ、防災、地域活性化・観光等)
- ・ ウォカブル、グリーンインフラの先駆的な取組み
- ・ 自転車による回遊性
- ・ 新たなモビリティの導入 (ラストワンマイル、周辺地区とのネットワーク)
- ・ 都市計画道路豊里矢田線の整備によるアクセス強化 (空港や他都市との連携など)

整備イメージ

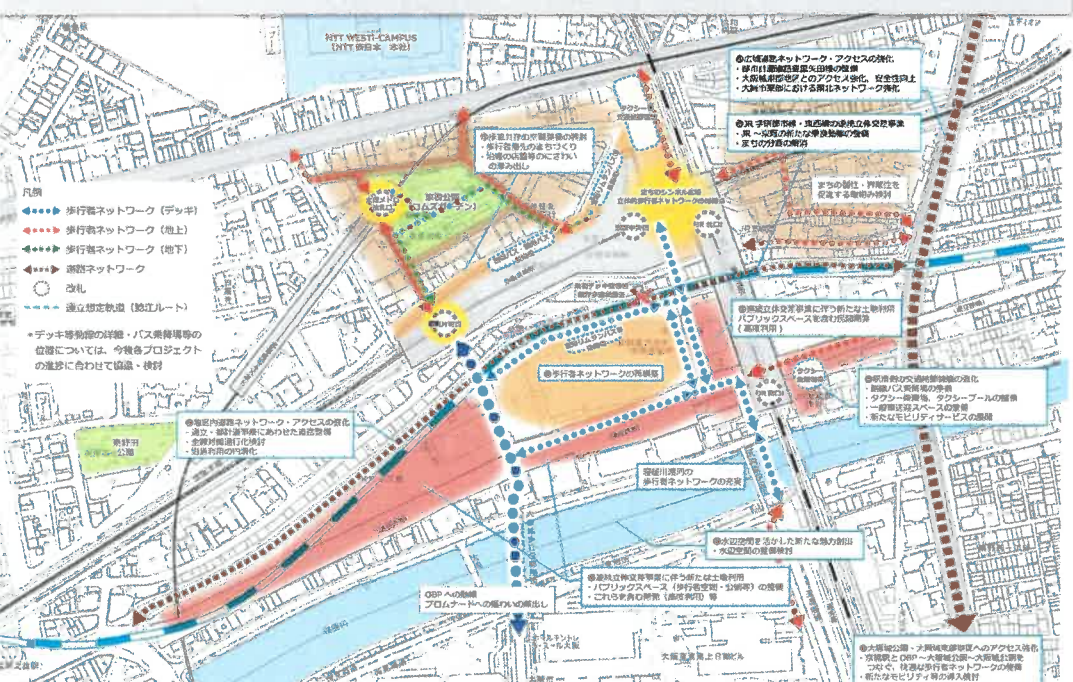
(1) 都市機能・アクティビティ	(2) 交通結節機能	(3) 公共空間	(4) 歩行者ネットワーク	(5) 安全・安心
○ターミナル駅にふさわしい基幹商業機能の更新・強化 ○国際観光に対応した高質な宿泊機能の導入や観光サポート機能の強化 ○オープンイノベーションの拠点整備と国際競争力のあるビジネス環境の充実 ○まちの求心力を高める交通結節機能の強化や交流機能の導入	○駅間や二次交通など公共交通の乗換利便性向上、バリアフリー化 ○JR学研都市線・東西線の連続立体交差事業による交通結節機能の強化と道路ネットワークの充実 ○利便性の高い駐輪場の再配置と、人中心の駅前空間への再編 ○新たなモビリティ等による大阪城公園等へのアクセス向上	○京橋のイメージを継承かつ刷新するシンボリックな駅前空間創出 ○京橋公園・コムスガーデンの魅力向上 (再整備・利活用等) ○魅力的なパブリックスペースが連担した人中心のまちづくり ○日常・非日常の多様なにぎわい創出や、清潔で居心地が良く、使い勝手の良い駅周辺公共空間のデザイン	○立体的な歩行者ネットワークの充実・バリアフリー化によるまち全体の回遊性向上 ○駅とOBPを結び大阪城公園に至る南北歩行者動線の強化 ○ウォカブルなまちなかの展開による地域商業等の活性化 ○わかりやすく統一されたまち案内等のサイン計画	○連立による地域分断の解消、既存線路用地を活用したオープンスペースの確保 ○大規模災害発生時における駅周辺滞留者等の安全の確保 ○地域ぐるみの明るく安心なまちづくりの取組み ○ICTの活用やOBP等周辺エリアの先駆的な取組みとの連携



短・中期的な取組み（連立前）方針図



長期的な取組み（連立後）方針図



【短期的な取組み】

- ①JR京橋駅のリニューアル【実施中】
 - ・北口の駅舎デザインの刷新、美装化等
 - ・EV・ESCの増設、案内サインの改良等
- ②オープンノベーションの拠点整備【実施中】
 - ・NTT新本社を中心とした事業創出等の取組み
 - ・ベンチャー等のまち全体での受け皿づくり

【中期的な取組み】

- ③現市道区域を活用した土地利用の高度化
 - ・基幹商業機能の更新・強化
 - ・高規格な業務・宿泊機能等の導入
- ④まちのシンボルとなる広場空間の整備
 - ・人中心の広場空間の整備及び維持管理
 - ・南北歩行者動線の起点となる立体的な歩行者ネットワークの結節点の形成
- ⑤新たな拠点整備（イオン京橋店跡地）
 - ・生活利便機能・複合施設設備等の導入
 - ・建物利用の高度化
 - ・周辺の道路環境の改善
- ⑥京橋公園（コムズガーデン）の魅力向上
 - ・アクセス性、広場機能の向上
 - ・まちづくりと連動した新たな都市機能の導入
- ⑦駐輪場の適切な再配置
 - ・高度利用する建物内等に駐輪場を再配置し、利便性向上とともに、一体的・適切に維持管理
- ⑧主要動線のバリアフリー化
 - ・京阪中央改札口、駐輪場西隣のバリアフリー化
 - ・京阪片町口のバリアフリー化
- ⑨歩行者ネットワークの再構築
 - ・JR西口と京阪中央改札を結ぶ歩行者デッキ整備
 - ・上記とプロムナードを結ぶ歩行者デッキの整備
- ⑩駅北側での交通結節機能の強化
 - ・観光バス、路線バスの乗降場の整備
 - ・タクシー乗降場・プールの整備
- ⑪駅北側での歩車共存の空間整備の検討
 - ・道路空間再編と沿道の店舗等のにぎわいが一体となったウォーカブルなまちなかの展開
 - ・地域商業と連携した活性化・にぎわい創出

【長期的な取組み】

- ⑫JR学研都市線・東西線の連続立体交差事業
 - ・まちづくりや交通結節機能強化への寄与をはじめ、より高い事業効果が見込まれる総経路案の可能性を官民協働で検討
 - ・JR～京阪の新たな乗換動線の整備
 - ・まちの分断の解消
- ⑬連続立体交差事業に伴う新たな土地利用
 - ・既存鉄道用地等を活用したパブリックスペースを含む民間開発（高度利用）
 - ・歩行者空間や公園等の緑豊かな新たなパブリックスペースの創出
- ⑭広域道路ネットワーク・アクセスの強化
 - ・都市計画道路豊里矢田線の整備
 - ・大阪城東部地区とのアクセス強化、歩車分離による交通安全性向上
 - ・大阪市東部における南北道路ネットワーク強化
- ⑮地区内道路ネットワーク・アクセスの強化
 - ・連続立体交差事業や都市計画道路事業にあわせた市道片町茨田線等の道路整備
 - ・交差点処理の強化や全線対面通行化の検討
 - ・沿道利用の円滑化
- ⑯駅南側での交通結節機能の強化
 - ・路線バス乗降場、タクシー乗降場・プール整備
 - ・一般車送迎スペースの整備
 - ・新たなモビリティサービスの展開
- ⑰水辺空間を活かした新たな魅力創出
 - ・水辺空間の整備検討
- ⑱大阪城公園・大阪城東部地区へのアクセス強化
 - ・京橋駅とOBP～大阪城公園～大阪城東部地区をつなぐ、快適な歩行者ネットワークの整備
 - ・新たなモビリティ等の導入検討

【実現化方策】 パブリックスペースの確保と民間開発が両立する整備や維持管理等に関する新たなスキームや制度の検討・活用

- 連続立体交差事業（総経路案の検討）
- 都市計画道路（玉造筋線）の廃止
- 市道（都島区第8901号線）の高度利用
- 立体都市公園制度の適用と都市計画公園の変更
- 都市再生特別地区等による公共貢献と規制緩和
- 国の支援制度の活用（まちなかウォーカブル区域等）
- エリアマネジメントの取組み

※民間発意による方策であり、今後、行政との調整が必要

QUINTBRIDGE

開設後の状況と今後の取組について



CAMPUS Bldg A

QUINTBRIDGEとは

NTT西日本が開設した大阪・京橋エリアのオープンイノベーション施設

Quintillion(**100京**) + Bridge(**橋**)

「NTT西日本が京橋で企業・スタートアップ・自治体・大学等の架け橋となり、共創によって幾多(100以上)の社会課題解決や新規事業の創出に貢献する」という意味を込めています。

業界課題・地域課題の解決と、未来社会の創造に取り組む



業界課題
の解決



地域課題
の解決



未来社会の
創造

QUINTBRIDGE

Smart 10x



業界別の共通
ソリューション展開
(Smart10X)

個社・自治体のDX
ソリューション展開
(LINKSPARK)



自治体等のフィールド
での社会実装
(地域のビタミン活動)

MEET ME AT
EXPO 2025!



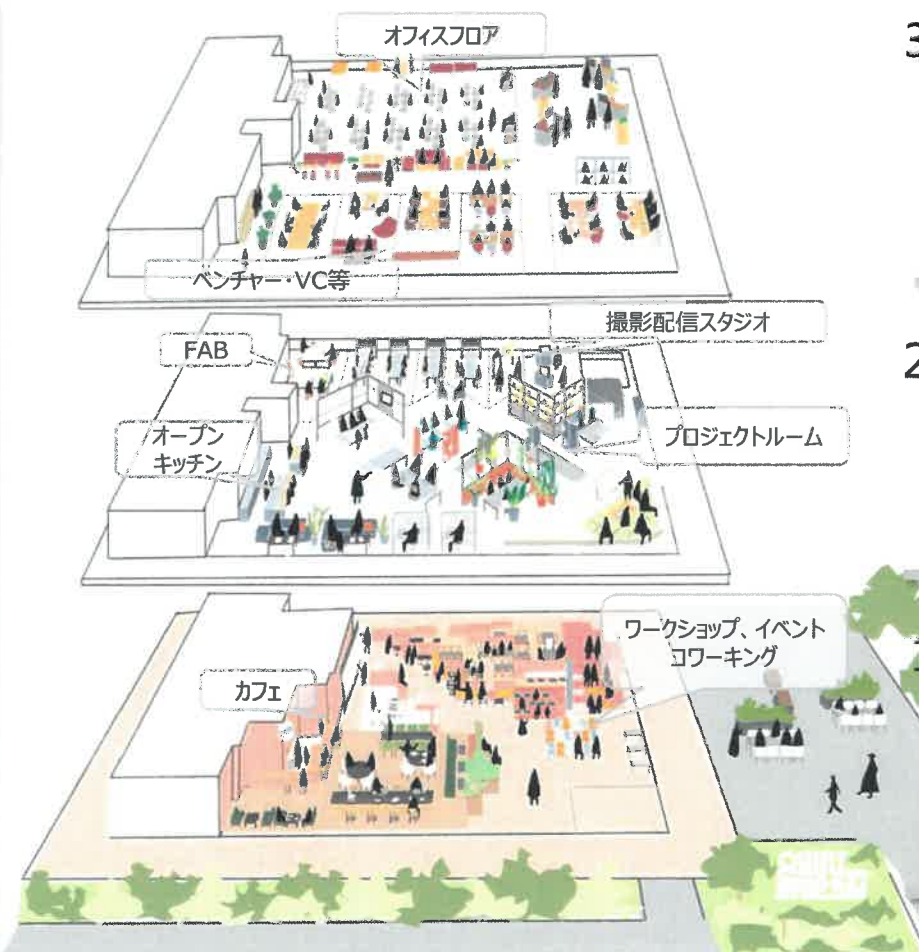
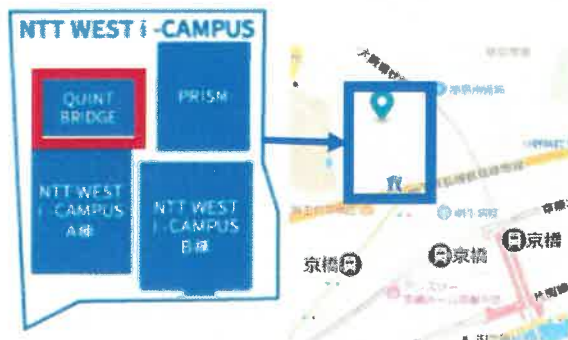
IOWN

大阪・関西万博や
6G時代を見据えた実証

社会実装

QUINTBRIDGE

- 開業：2022年3月24日
- 延床面積：約4,000m²
- 構造：地上3階
- 営業時間：平日 9時～21時
土曜 13時～18時
日祝 お休み



3F

QUINTBRIDGEにおける 事業創出の促進拠点

オフィススペース（ベンチャー・VC等）

2F

社内外交流にて発足した プロジェクトの活動拠点

プロジェクトルーム、FAB、
撮影配信スタジオ、オープンキッチン等

1F

NTT西日本の 新たなチャレンジの発信拠点

100人収容の大空間、3面スクリーン、
ワークショップスペース、カフェ等

門



エントランス



ミニピッチスペース



コワーキングスペース



メインステージ



カフェ

QUINTBRIDGE

1F



グリーンルーム



MTGスペース



engawa



プロジェクトスペース



オープンキッチン



FABスペース

QUINTBRIDGE

2F

01

開設からこれまで

QUINT
BRIDGE

- 法人会員は約300、個人会員は 約5,000名 と拡大中
- 他のオープンイノベーション組織や共創支援機関とも広く連携

□ 法人会員

企業	       												
ベンチャー	<table border="1"> <tr> <th>ロボティクス</th> <th>AI</th> <th>シビックテック</th> <th>ヘルステック</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ロボティクス	AI	シビックテック	ヘルステック								
ロボティクス	AI	シビックテック	ヘルステック										
													
													
自治体 大学 非営利	  												

□ 連携パートナー

オープンイノベーション組織      
ベンチャーキャピタル   

一部掲載（2022年7月28日現在）

これまでの活動内容

セミナー、ワークショップなどの
イベントを約100回開催し、
延べ利用者数は「1.5万人」を突破。
(日々、200名前後が来館)



マッチング(交流機会提供と共創仲間づくり)

➤ 会員企業によるピッチ大会や、交流会を開催し、新規事業の共創に資する会員同士の人脈形成の機会を提供。



交流会イベントには約**70**名が参加



会員からの声

居心地の良さ、気軽に利用できる雰囲気、イベント会場としての魅力等を通じて「リアルならではの出会い」に喜びの声をいただいている



- ・駅から近くて便利
- ・敷居が低くて、利用しやすい
- ・居心地のいい空間



- ・来館すると、新たな出会いや過去の仲間と再会できる
- ・QBで打合せをすると普段よりイメージーションが沸く
- ・セミナーの共催なども実施でき、QB会員の皆さんに参加いただけることが素晴らしい



02

今後の取り組み

QUINT
BRIDGE

8月以降 順次開催

「学ぶ」の提供プログラム

QB共創パートナー（法人会員）等向けに 新規事業創出や地域創生に役立つプログラムを提供予定

新規事業創出人材の育成プログラム

事業立ち上げの実践的なノウハウを企業の新規事業担当に提供し、新たな共創が生まれる基盤を構築



企業
(新規事業部門)



スタートアップ
(起業家)



アイディエーション



ビジネスモデル
策定



ファイナンス
戦略

プロモーション
知的財産等
...

QUINTBRIDGE



地方自治体



商工会



まちづくり人材



地域創生実践講座
(知識、手法等)



分野エキスパート
(脱炭素、スマートシティ等)



実フィールド
への視察

地域創生人材の育成プログラム

地域創生の実践的なノウハウを地域主体者に提供し
地域創生をともに実践する仕組みを構築

8月以降 順次開催

カテゴリに応じた共創プログラムの実践

課題解決型の双方向ピッチによる共創マッチング、ならびに アクセラプログラム(アイディエーション～フィールド検証)を始動

双方向ピッチプログラム (顕在化しているニーズを解決)

会員企業 (NTT西含む) ・自治体



① 業界課題・地域課題の提示



QUINTBRIDGE

② 解決策プレゼン



スタートアップ・企業・大学 等

アクセラレーションプログラム (潜在シーズを具現化)

 **NTT 西日本**
あしたへーwith you, with ICT.

① 未来社会共創テーマの提示



QUINTBRIDGE

② プログラム参画



03

ご入会について

QUINT
BRIDGE

会員メニューについて

- QUINTBRIDGEの会員には、**法人会員（QB共創パートナーA/B）**と**個人会員（QBメンバー）**があります。
- 法人会員は部署・研究室などの単位**でお申し込みとなります。（5名1口として、2口以上のお申し込みが可能）

会員区分		法人会員		個人会員
		QB共創パートナーA	QB共創パートナーB	QBメンバー
対象		10名以上の営利法人	10名未満の営利法人 自治体、大学などの公法人、 非営利法人	個人
1口あたり登録人数		5名		1名
施設利用時の同伴可能人数		会員1名につき、3名まで※1		
P36	コワーキングスペースの利用	1・2・3階※2		1・2階
	イベントへの参加(セミナー、ワークショップ等)	○		○
	マッチング(個人会員間)	○		○
	マッチング(法人会員間)	○		-
	検証環境・FABスペースの利用	○		-
	新規事業創出の教育プログラムの参加	○	-	-
会費		22万円(税込)/年間※3	無料	無料

※1 会員の方が、QUINTBRIDGE内で打合せ等をされる場合、会員1名につき非会員の方3名の同伴が可能

※2 3階は一部契約企業さま占有エリア有

※3 QB共創パートナーAの会費は2023年3月まで【無料】です。

2022年4月1日現在

QUINTBRIDGE

お申し込み・お問い合わせについて

- QUINTBRIDGEの会員申し込みは、下記WEBページよりお願いいたします。

<https://www.quintbridge.jp/join/>

法人会員のご希望は、“QB共創パートナー”からお申し込みください。

- お問い合わせは、QUINTBRIDGE事務局までご連絡おねがいたします。

quintbridge@west.ntt.co.jp

QUINTBRIDGEにて、皆さまとお会いできることを楽しみにしております。
<https://www.quintbridge.jp/>

QUINTBRIDGE

京橋駅周辺地区のまちづくり方針案について

まちづくりのコンセプトの基本的な考え方(案)

(目標)

民間都市開発の動向やJR片町線・東西線連続立体交差事業の再開可能性等を踏まえて、概ね10年から20年先を見据えたまちづくりを検討する。

(方針)

商業・ビジネス・観光・イノベーション機能などが集まる複合拠点としてのポテンシャルを最大限に活かし、周辺との連携により大阪の国際競争力の強化に資する東の拠点のまちづくりをめざす。

(着眼点・キーワード)

着眼点① ビジネス

キーワード: NTT西日本本社移転・新たなイノベーション機能の設置(Quint Bridge)、OBPにおけるIT関連企業の集積、大阪公立大学・イノベーションコアとの連携、最新技術の実証実験

着眼点② 観光

キーワード: 大阪城公園から徒歩圏のターミナル、京都・神戸・奈良の観光都市に接続、地域に根ざいた商店街、京橋公園の活用、舟運活用

着眼点③ 世界有数の企業が集積するOBPとの連携

キーワード: OBPのビジネス活動を支える各種施設、OBPへのステップアップにつながるスタートアップ拠点、OBPの再開発を誘因する開発拠点、両地区をつなぐ充実した歩行者ネットワーク

まちづくりのコンセプトの基本的な考え方(案)

大阪第4のターミナルであり関西広域の乗降客が訪問する「京橋」

IT企業が集積し最新技術やビジネスパーソンの訪問する「OBP」

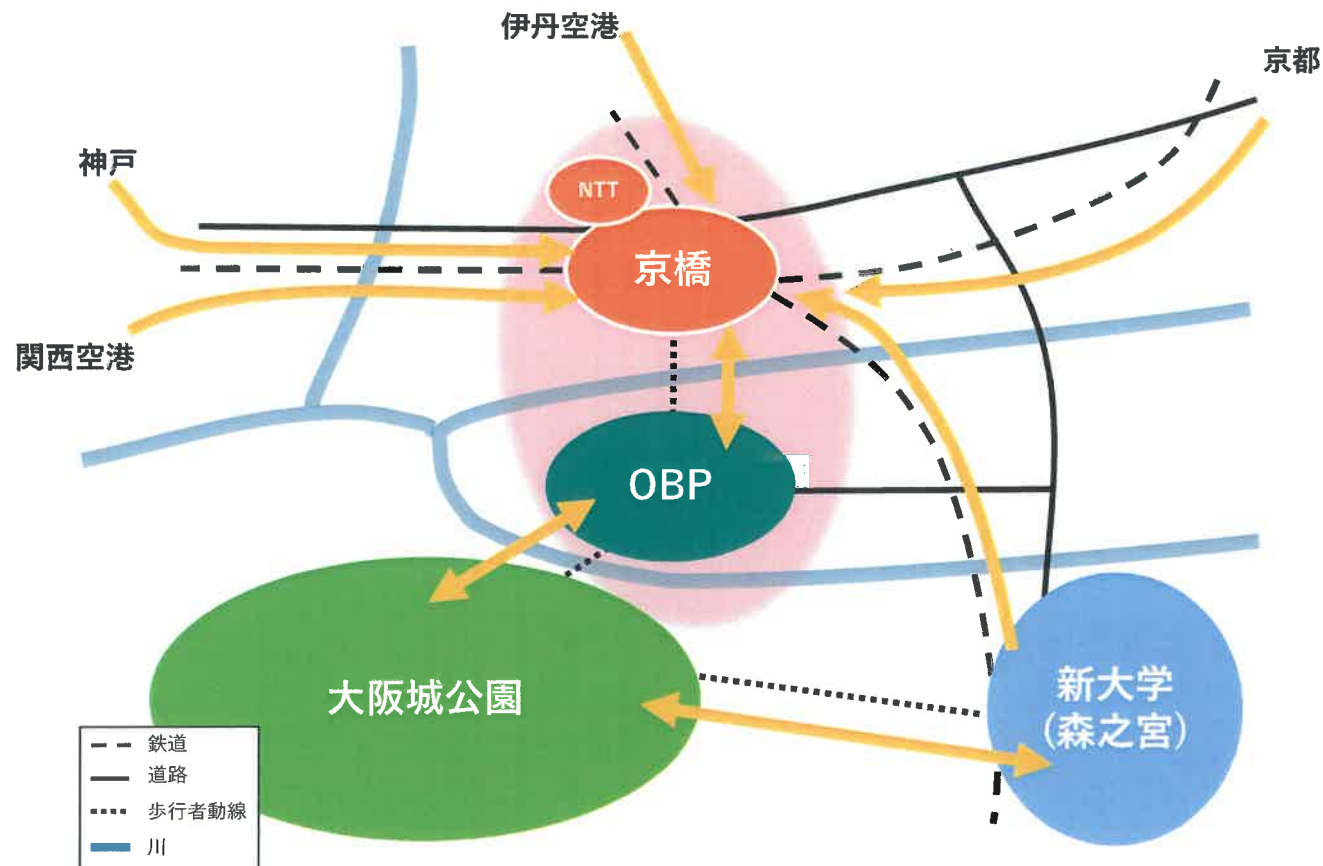
大阪の国際観光拠点でありインバウンドの訪問する「大阪城公園」

イノベーション施設が整備され大学生や研究者が訪問する「新大学(森之宮地区)」

若手ベンチャーや大学生等が訪問する「イノベーション施設(Quint Bridge)」

京橋周辺には様々な機能が集積し、京橋駅は周辺エリアから様々な人が利用する。

大阪第4のターミナルを中心に、OBP、大阪城公園、新大学(森之宮)といった周辺エリアをつなぎ連携する京橋とOBP一体のまちづくりを進める。



京橋駅周辺まちづくり方針の項目(案)

地区の現状・動向

- ・立地特性
- ・検討エリアの位置づけ
- ・周辺地域の動向、課題 等

コンセプト(案)

民間開発・基盤整備のそれぞれの取組が密接に連携しながら、一体的・効果的なものとなるよう、官民で目指すべきまちの将来像を共有するための「コンセプト(案)」

ゾーニング(案)

JR片町線・東西線連続立体交差事業の実施により生み出される用地も含めた、コンセプト(案)を具体化するための土地利用計画や導入すべき都市機能、役割分担を示す「ゾーニング(案)」

基盤整備(案)

コンセプト(案)・ゾーニング(案)を実現化するために必要な、交通ネットワーク(歩行者、車両)、公共施設(駅前広場等)整備の基本的な方向性を示す「基盤整備(案)」

京橋駅周辺まちづくり検討会開催要綱

(目的)

第1条 京橋駅周辺におけるまちづくりに関して、国際競争力の強化に資する都市再生の推進に向けて、京橋駅周辺の関係者による意見交換を行い、まちの将来像やその実現に向けた取組等を検討するため、京橋駅周辺まちづくり検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討会)

第2条 検討会は、別表に掲げる団体が指名する職員及び都市再生、交通計画又は都市再生緊急整備地域等を専門とする学識経験者のうち、大阪市計画調整局長が委嘱する者（以下「委員」という。）が出席する。

(検討会の運営)

第3条 検討会の座長は、大阪市計画調整局開発調整部長とする。

- 2 座長は、検討会を主宰し、議事を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代わって行う。
- 4 検討会は、座長が招集する。
- 5 座長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 検討会の委員等は、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員等の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。）で検討会に出席することができる。

(事務)

第4条 検討会の開催事務は、大阪市計画調整局において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

別表

■地方公共団体
大阪市
■民間事業者
京阪ホールディングス株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
大阪市高速電気軌道株式会社
大阪地下街株式会社
イオンモール株式会社
西日本電信電話株式会社

大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会規約

（設置）

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定に基づき、大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（目的）

第二条 協議会は、大阪城公園周辺地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の十五第一項に規定する都市再生安全確保計画の作成及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第三条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 大阪府知事
- 三 大阪市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、前三号に掲げる者が協議して加えることとした法第十九条第二項に規定する独立行政法人の長等

（協議会の会長）

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

（会議の構成）

第五条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

（会議の議長）

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、会議への出席等必要な協力

を依頼することができる。

- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、会議の議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。

- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の会議に出席する構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 法第十九条第十一項の規定に基づき、会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議及び調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、次の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長

- 二 大阪府知事

- 三 大阪市長

- 四 第三条第四号の規定に基づき、加えることとした独立行政法人の長等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、前三号に掲げる者が協議して加えることとした者

- 五 前号に掲げる者のほか、当該区域又は事項に関連のある者として、第一号から第三号までに掲げる者が協議して加えることとした者

- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集し、その議事は、部会の決するところによる。
- 7 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 8 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 9 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 10 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- 11 部会に出席できない部会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の部会に出席する構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。
- 12 部会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、部会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 13 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 14 議長は、部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

(幹事会)

第十三条 会議又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、会議又は部会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織及び運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て、内閣府において処理する。

- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
- 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成２７年３月２７日から施行する。

附 則

この規約は、平成２８年６月２４日から施行する。

附 則

この規約は、平成３０年６月２２日から施行する。

附 則

この規約は、令和４年２月２８日から施行する。